

国立大学法人佐賀大学情報政策委員会規則

(平成16年11月16日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）に、国の情報化政策に対応するとともに、本学における情報化政策、情報セキュリティ、大学データベース、事務情報化等の検討を行うため、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第7条の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学情報政策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名した者
- (2) 附属図書館長
- (3) 総合情報基盤センター長
- (4) 総合情報基盤センター副センター長
- (5) 総務部長
- (6) 学長が指名した職員 若干人

2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を指名した学長の任期を超えることができない。

3 第1項第6号の委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国の情報化政策の対応に関すること。
- (2) 中期計画に基づく情報化政策に関すること。
- (3) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (4) 大学データベースに関すること。
- (5) 学術情報の活用に関すること。
- (6) 大学の情報化に関すること。
- (7) その他本学の情報管理の基本方針に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第2条第1項第3号の委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、情報企画室が行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月16日から施行する。

附 則（平成17年5月18日改正）

この規則は、平成17年5月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月15日改正）

この規則は、平成18年3月15日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則（平成18年5月17日改正）

この規則は、平成18年5月17日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成19年3月20日改正）

この規則は、平成19年3月20日から施行する。

附 則（平成19年11月14日改正）

この規則は、平成19年11月14日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規則は、平成22年11月24日から施行する。